

霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長が特別に認めるもののほか、霧島市国分、霧島市隼人町、霧島市福山町、霧島市霧島及び霧島市溝辺町の区域で排出される廃棄物」を「本市内で排出されるもの」に改め、同条ただし書きを次のように改める。

ただし、市長が特別に認めるものについてはこの限りでない。

第7条第2項第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同項第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 清掃センターで処理できないものが混入しているとき。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

これまで横川町及び牧園町の区域で排出され、未来館において処理されていた一般廃棄物等を、令和5年4月1日から霧島市敷根清掃センターに搬入できるようにするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。